

# 組織及び職員の法令違反や不正行為等に気付いたら 「内部通報等受付・相談窓口」に通報、相談してください！



## 内部通報制度とは？

- 内部通報制度は、組織及び職員の法令違反や不正行為などに関する情報を、通報者（職員、事業者等）から早期に入手することにより、通報者の保護を徹底しつつ、未然・早期に問題解決を図る制度です。
- 通報者（職員、事業者等）の声に真摯に耳を傾け、疑義情報に適切に対応することで、職員のコンプライアンス意識の向上と組織内部の自浄作用を発揮させ、不祥事の発生を未然に防止し、公務に対する国民の信頼の確保につながります。

## 通報者の範囲

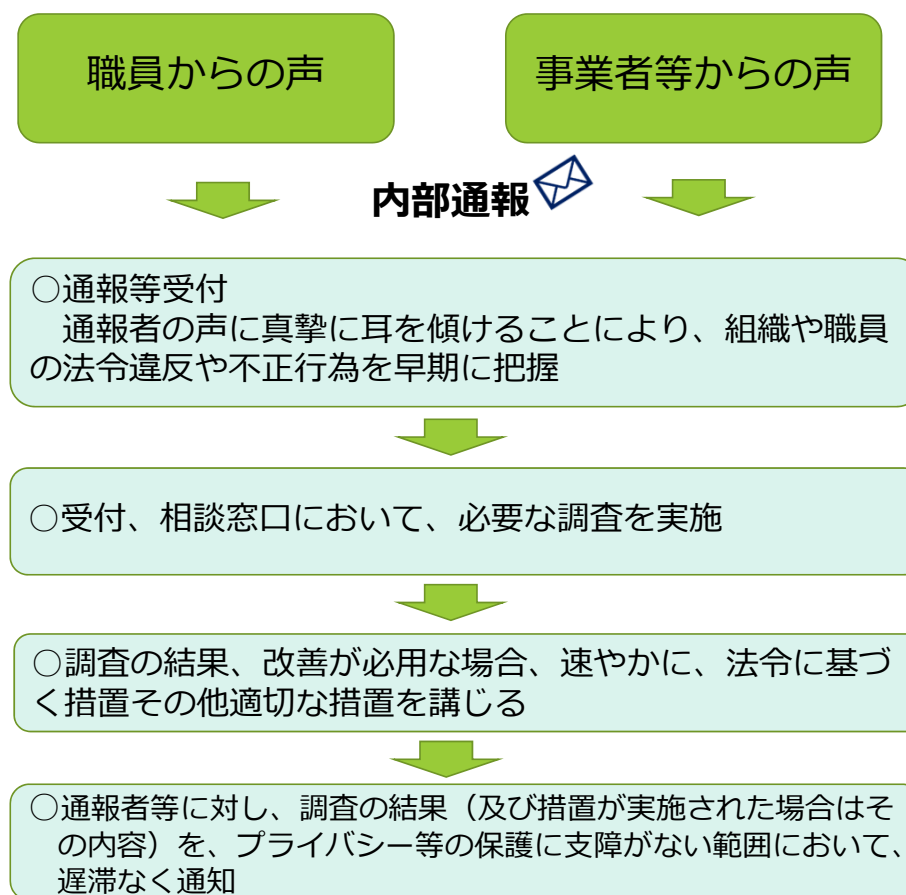
- ① 職員（非常勤職員を含む。）
- ② 農林水産省の契約先の事業者、理事、役員等、労働者
- ③ 上記①、②の退職者
- ④ 農林水産省の法令遵守を確保する上で必要と認められる者

## 通報者の責務

- ① 通報等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的で行ってはなりません。
- ② 通報等は、客観的事実に基づき、誠実に行わなければなりません。

## 通報等を行う職員、事業者等の皆様へ

- ① 通報者等の秘密は保持されます。
- ② 匿名の通報等についても受付をし、可能な限り適切に対応します。
- ③ 当該通報等をしたことをもって、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ④ 通報等の内容の正確な把握のため、個別担当員から再度連絡させていただく場合があります。
- ⑤ 調査の結果、改善が必要とされる事実があると認められる場合は、適切な措置を講じます。



# 「内部通報等受付・相談窓口」、内部通報に必要な情報



## 通報に必要な情報

通報に適切に対処するため、できる限り以下の情報を提供してください。

- (1) 通報者の氏名
  - (2) 通報者の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等のいずれかの連絡先）
  - (3) 法令違反（生じるおそれがある場合を含む）の概要
    - ① 発生又は発見した年月日
    - ② 発生又は発見した場所（森林管理署の名称など）
    - ③ どのような法令違反（又は行為）か
    - ④ 通報内容に関する書類、写真、音声など
  - (4) 通報内容を知っている者が他にいないか
  - (5) 通報等の理由
  - (6) その他、気がついたこと
- ※ 匿名でも受け付けし、調査します。

<b>省内目安箱（通報窓口）</b> 郵便、電子メールによる受付	
農林水産事務次官	〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1 (封筒に赤字で「省内目安箱」と記載してください。) Mail : syounai_meyasubako@maff.go.jp
<b>内部受付・相談窓口（事前相談・通報窓口）</b> 電話、FAX、郵便、電子メール、面会による受付	
林野庁林政課・人事管理班	〒100-8952東京都千代田区霞が関1-2-1 Mail : naibutuuhou_uketukemadoguchi11@maff.go.jp 電話 : 03-3502-8024 FAX : 03-3591-5747
・監査室長	Mail : houkoku_madoguchi@maff.go.jp 電話 : 03-6744-2318 FAX : 03-6744-2137
近畿中国森林管理局 総務課長	〒530-0042大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 Mail : naibutsuho_kinchu@maff.go.jp 電話 : 06-6881-3416 FAX : 06-6881-3564
<b>外部受付・相談窓口（通報窓口）</b> 郵便、電子メールによる受付	
〒103-0027東京都中央区日本橋3丁目5番12号 日本橋MMビル6階 蜂須総合法律事務所農林水産省内部通報外部相談窓口 外部窓口個別担当員 Mail : nousuishou_gaibumadoguchi@hachisu-law.jp 弁護士角田篤紀	

## どのような法令違反が考えられるか

- ・事業者から金品や物品の受領、接待を受けている。車での送迎など無償でのサービス提供を受けている。
- ・勤務時間中に職務外の行為をしている。
- ・特定の事業者からの入札に関する電話等での問合せに対し、個別に回答している。又は、予定価格を示唆するような言動をしている。未公表の発注予定を示唆している。
- ・不適切な監督及び検査を行うなど、特定の事業者等に利益又は不利益をもたらしている
- ・工事が完成していない、委託調査の成果品が提出されていない、未竣工なのに完成届けを受理し、検査調書等を作成して支払いを行っている
- ・行政文書の不適切な改ざん、破棄を行っている

- 倫理法令違反。賄賂と認定された場合は収賄罪（刑法197-1ほか）。
- 国家公務員法（服務義務（勤務態度不良等））違反
- 国家公務員法（服務義務（情報漏洩））違反。公契約関係競売等妨害（刑法96の6）、入札談合等関与行為防止法違反、賄賂を収受した場合は収賄罪（刑法197-1ほか）
- 国家公務員法（服務義務（公文書の不適正な取扱い））違反、虚偽公文書作成、同行使（刑法156、158）、賄賂を収受した場合は収賄罪（刑法197-1ほか）
- 国家公務員法（服務義務（公文書の不適正な取扱い））違反 虚偽公文書作成（刑法156）